

来年から相続税が増税となります。そのせいか、生前贈与に関する相談が増えてきているように思います。相続後の税務署による税務調査に備え、贈与を行う際には、次のような方法できちんとした証拠を残しておきましょう。

●資金の移動は振込で行う。

振込をすれば、通帳に日付と振込をした人が記録されます。

●通帳と印鑑の管理は、贈与を受ける人が行う

お金をもらう人が管理をしなければ、その人がもらったお金と認められません。

●贈与契約書を作成し、公証役場で確定日付をとる。

贈与をしたのか、お金を貸したのか、が分かるように契約書を作成します。

確定日付とは、その時にその書類が存在していたということを公証役場で証明してもらうためのものです。

●贈与税の申告をする

年間110万円までの贈与は無税なので申告をする必要はありません。しかし、わざとそれを超える金額の贈与をし、贈与税の申告をして贈与の証拠とする方法もあります。たとえば、111万円の贈与をしたら贈与税額は千円です。その千円を納税して贈与の証拠とするのです。

振込をしたり契約書を作ったりするのは面倒だし費用がかかります。しかし、のちに税務調査が入ったらよけいに面倒なことになるし、申告漏れとされ追徴課税がされたらもっと高くてついてしまいます。どこまでやれば安心というのはないのですが、証拠は多ければ多い方が良いので、後々のことを考えてしっかりと証拠を残すようにしましょう。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料

○相続入門編：1月25日（日）

時間：10：00～12：00
（10分前までにご来場ください）

場所：川東タウンセンターマロニエ
203号室
（小田原市中里273-6）



お申し込み TEL：0465-39-1900

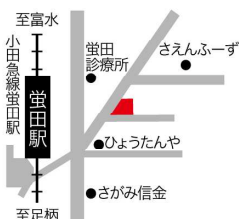
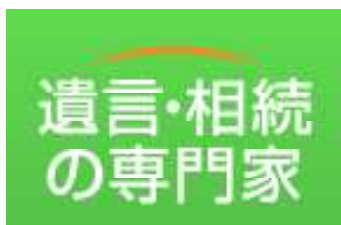
先着10名様までです。お気軽にご参加ください。

◆相談員プロフィール◆

長尾影正（ながおかげまさ）
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
ファイナンシャル・プランニング2級
相続アドバイザー協議会 認定会員



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL:0465-39-1900
mail:nagao@yuigon-souzoku.info
<http://www.yuigon-souzoku.info>